

重要事項説明書

(令和8年6月1日 現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社ひとしずく
法人種別	営利法人
法人所在地	岩手県花巻市花城町3番3号
電話番号	0198-41-3170
代表者氏名	代表取締役 木村 直樹
法人の沿革	法人設立日： 平成31年3月1日
事業内容	介護保険法に基づく訪問看護事業 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援事業(B型) 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業(グループホーム)
法人が所有する営業所の種類・数	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所 : 2か所 障害者総合支援法に基づく就労継続支援(B型)事業所 : 1か所 障害者総合支援法に基づく共同生活援助支援事業所 : 2か所 障害者総合支援法に基づく短期入所事業所 : 1か所

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションはちどり
事業所の所在地	岩手県花巻市大通り二丁目1番17号
事業所の電話番号	0198-33-4111
従たる事業所の名称	訪問看護ステーションはちどり サテライトやはば
所在地	岩手県紫波郡矢巾町高田第11地割22-2 ヒカリハイツ01
事業所番号	0370501975 (令和5年4月1日 指定)
事業所開設年月日	令和5年4月1日
運営方針	(1)訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。 (2)事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。
職員への研修の実施状況	採用時研修(採用時2か月以内に実施)隔月での虐待防止研修や職員会議

3 事業所の職員体制

職種	勤務体制
管理者	1名(常勤)
看護師	3名(常勤) 2名(非常勤)
理学療法士・作業療法士	
事務員	1名

4 事業の実施地域

花巻市・北上市・紫波町・矢巾町・盛岡市の一部

5 営業時間

営業日	・営業日：月～土曜日・祝日 休日：日曜日・年末年始(12月30日～1月3日) お盆(8月13～15日) 但し日曜日を含む
営業時間	8:30～17:30 (訪問時間 9:00～17:00)

6 サービス内容

訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

また、利用者の希望及び心身の状況等並びに主治医の指示をふまえて、「訪問看護計画書」を作成して、利用者に説明し、これに従ってサービスを提供します。

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談や指導、精神的支援などご家族への支援
- ・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療行為

※これらの記録は利用終了から5年間保存します。

7 利用料金

(1) 医療保険対象

別紙料金表をご確認下さい。診療報酬の改定の際には変更することがあります。

(2) その他の利用料金

保険給付対象外サービス	営業時間内	30分毎	3,300円(内税)
	営業時間外	30分毎	4,400円(内税)
エンゼルケア料金			20,000円

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急でやむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には至急、ご連絡下さい。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡あった場合	800円(内税)
連絡がなかった場合	8,000円(内税)

8 支払方法

支払いは、原則として口座振替にてお願いします。指定の用紙にて申し込みが必要になります。利用料金の支払いは1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、毎月25日までに口座の残高の確認をお願いいたします。

利用料金の滞納について、利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

9 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかに連絡します。

医療機関名	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1 0 事故処理

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存します。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1 この契約に関する相談・苦情窓口

当ステーションご利用相談・苦情窓口

担当者	木村 宏子
電話番号	0198-33-4111
受付時間	9：00～17：00（平日）

また、岩手県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	岩手県運営適正化委員会
電話番号	019-637-8871
受付時間	9：00～17：00（平日）

1 2 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- 3 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4 虐待の防止に関する責任者を選定しています。
- 5 サービス提供中に、事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者	木村 宏子
電話番号	0198-33-4111
受付時間	9：00～17：00（平日）

1 3 身体拘束の防止

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- 2 やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前に十分な説明の上、利用者又はその家族等に同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1 4 衛生管理

- 1 職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症等の予防及び蔓延防止のため、指針を整備し、対策委員会を概ね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- 3 職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のため研修及び訓練を定期的実施する。

1 5 業務継続計画の策定

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業継続計画に沿って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 ハラスメントについて

- 1 ハラスメント対策のため、必要な措置を講じる。
- 2 ハラスメントに関する組織の規定について周知及び啓発を行なうものとする。
- 3 相談等に応じ適切に対応するために、必要な体制を整備する。
- 4 利用者又はその家族等からの常識の範囲を超えた要求や言動等に対して、職員の人権を守るため組織的に対応する。

1 7 秘密の保持と個人情報の保護

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いないものとする。また、利用者の家族の個人情報についても同様とする。
- 4 個人情報を含む記録物について適切に管理し、廃棄時には第三者への漏えいを防止する。

1 8 反社会条項

以下の場合、訪問看護の利用を拒否し、本契約を解除することができます。

- 1 利用者またはその家族が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- 2 脅迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用いて事業者の業務を妨害した時、その他これに類する行為を行った場合
- 3 職員その他関係者に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合